

評議員の報酬等規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ぐりーんろど（以下、「この法人」という。）の評議員の報酬に関する基準を定めるものである。

(定義)

第2条 報酬は、法人と委任関係にある評議員の職務執行の対価として支払われるものである。

(評議員会への出席報酬)

第3条 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び実費弁償を支払うことができる。

2 前項の規定により開催された評議員会の同日にこの法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費を支払わないものとする。

(評議員のその他報酬)

第4条 評議員が、評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び事業の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 毎会計年度終了後3カ月以内に開催される定時評議員会及び臨時評議員会並びにその他報酬の年額は30万円を超えないものとする。

(情報開示)

第5条 決算報告書には、評議員及び役員等への報酬支払額を明示し、定時評議員会で承認を得た結果をこの法人のホームページで公表するものとする。

(改正)

第6条 この規程を改正する必要がある場合には、評議員会の決議を経なければならない。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会出席	10,000円	3,000円

別表 2 (第 4 条関係)

名 称	報 酬	実費弁償費
評議員会業務報酬	10,000円	3,000円